

わっかない家賃支援給付金 募集要項

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休業要請や外出自粛等により、売上げの急激な減少に直面する事業者の地代及び家賃の負担を軽減し、事業の継続を支援するため、給付金を給付します。

2. 申請要件

次の全ての要件を満たす事業者

- (1) 稚内市内で土地や建物を借りている事業者
- (2) 国の「家賃支援給付金」の給付決定を受けた事業者

※国の「家賃支援給付金」の詳細については経済産業省のホームページをご覧ください。

(<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>)

3. 給付額

支払賃料(月額)×1/3×6倍 (給付上限額:法人 150 万円、個人事業者 75 万円)

※稚内市内の土地・建物にかかる賃料に限る。

※国の給付以外に、申請日の属する月以降6か月の間のいずれかの月分の賃料に充てるための給付を、地方公共団体から受けている又は受けることが決定している場合は、その額を差し引いた額を給付します。

4. 申請手続き等

(1) 本給付金の申請に必要な書類等の入手方法

- ① 稚内市ホームページ(下記 URL)よりダウンロードすることができます。

<https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/shoko/shien/yachin-kyufu.html>

- ② 稚内市役所本庁舎、宗谷支所及び沼川支所に申請書類等を用意しています。

(2) 申請書類の提出

下記に定める書類を提出してください。

- ① わっかない家賃支援給付金 給付申請書(別記第1号様式)
- ② 誓約書(別記第2号様式)
- ③ 国の「家賃支援給付金」の給付通知の写し
- ④ 国の「家賃支援給付金」の算定の根拠となる書類(賃貸借契約書、領収書等の写し)
- ⑤ 通帳(口座名義人、口座番号、預金種別、金融機関名、支店名が分かるページ)の写し

※必要に応じて、追加書類の提出及び説明を求められることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

5. 申請受付期間・申請方法

(1) 申請受付期間

令和2年8月3日(月)から令和3年3月15日(月)まで

(2) 申請方法

申請書類を下記の住所へ郵送してください。

※感染症の拡大防止のため、可能な限り、郵送での提出にご協力願います。

【郵送先】 〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号 稚内市役所内
わからない家賃支援給付金事務局

[郵送にあたっての注意事項]

○簡易書留や一般書留、レターパックプラスなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

○令和3年3月15日(月)の消印有効です。

○切手を貼付し、裏面には、差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

6. 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは給付金を給付します。

本給付金の給付開始は8月中旬以降、順次給付していくことを予定しています。

※不明な点等があれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

7. 通知等

申請書類の審査の結果、本給付金を給付する旨の決定をしたときは、後日、給付に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本給付金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送します。

万一、申請書送付から1か月程度経過しても通知がない場合は、わからない家賃支援給付金事務局にご連絡ください。

8. その他

(1) 本給付金の給付決定後、申請要件に該当しない事実や虚偽その他不正な手段により給付金の給付を受けたことが判明した場合には、本給付金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、給付金を返金することとなります。

(2) 申請書類に記載された情報は、公的機関(税務当局・警察等)の求めに応じて提供することがあります。

〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号 稚内市役所内
わからない家賃支援給付金事務局
受付時間:平日 8時45分~17時30分 電話:0162-23-6196(直通)